

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

兵庫県、加美町、八千代町、青垣町

2 地域再生計画の名称

多自然居住促進計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年度 5 年間

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 地域再生計画区域の特性

本計画区域の多可郡加美町及び八千代町、並びに氷上郡青垣町は、兵庫県の中央部に位置し、地形的に南北につながっており、中国山地の 1,000m 級の笠形山、千ヶ峰及び粟鹿山等の山裾に位置し、それら山地の谷間に広がる中山間の農山村地域で、県内最大河川の加古川水系最上流域の緑豊かな山々や清流を擁する自然環境に恵まれた、日本のふるさとの原郷とも言える地域である。

本計画区域の 3 町は、南北に通じる国道 427 号等によって繋がっており、神戸市や大阪市からは阪神高速や中国自動車道、舞鶴自動車道等を利用して自動車で 1 時間半から 2 時間弱の距離にある。大都市地域に比較的近接していることから、早くから都市農村交流事業への取り組みも盛んで、棚田オーナー制度や滞在型市民農園などのグリーンツーリズムや農村体験のための施設なども多く整備されている。

しかし、3 町合計の人口は、昭和 35 年の 27,117 人をピークに、45 年後の平成 12 年には 21,046 人と 6,071 人（22.3%）減少しており、また、国立社会保障・人口問題研究所の平成 15 年 12 月時点における将来人口推計によれば、平成 12 年から 20 年後には、さらに 2,199 人（30.5%）減少すると予想されており、当地域においては過疎化、少子・高齢化が、今後とも一層進展するものと考えられる。

このような中で当地域では、地域活性化を図るため、滞在型市民農園などの都市農村交流の取り組みの一層の促進とともに、地域に融合し活性化に貢献していただける都市住民の半定住・定住を促進するため、地域住民の参画と協働のもとに、県の支援のもとに多自然居住（新・田舎暮らし）の先導的モデル事業の整備を図る多自然居住パイロット事業にも取り組んでいる。

多自然居住とは、自然環境豊かな多自然地域で、自然に親しみ、自然に学び、地域社会への貢献等も図りながら、自然環境と共生するゆとりある新たなライフスタイルの実現をめざすものである。具体的には、自然環境豊かな多自然地域における一時滞在から、半定住・定住を想定している。

(2) 地域再生計画の意義

本計画区域は、過疎化、高齢化等の進行により、農業の担い手不足と耕作放棄地の増加が

著しくなっており、担い手不足に伴い集落の共同作業にも支障をきたしつつある。また、野生鳥獣害も増加しつつあり、国土保全・水源涵養・農村景観の保全など農地の持つ多面的機能が失われつつある。今後、さらに高齢化が進行すれば農業後継者も少ないことから、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは耕作放棄地の拡大と農業の担い手不足の問題が解決できない状況となっている。

また、過疎化、少子化等の進行により、小学児童数も大幅に減少しつつあり、地域によっては小学校の統廃合も必要になりつつある状況で、地域活力の低下への対策が急務となっている。当地域では、このような状況に対応して、都市農村交流事業に早くから先進的に取り組み、交流人口の増加など一定の成果をあげて来ているが、定住人口の増加はそれほど図れていない状況である。

こうした中、近年、社会経済情勢の変化に伴い、都市住民の中には、こころの豊かさを重視し、自然志向やふるさと志向が高まっており、農林業体験等を通じて農山村でゆとりある休暇を過ごすグリーンツーリズムや、豊かな自然環境の中でのゆったりとした半定住や、定住のニーズが高まりつつある状況である。

このような背景を受け、兵庫県では、都市地域と農山漁村で構成される多自然居住地域との間において、各地域の個性を生かした新たな交流と定住を展開し、多自然居住地域の活性化を図れるよう、豊かな自然環境と調和したゆとりある新しいライフスタイルとして「多自然居住（新・田舎暮らし）」のまちづくりを提案し、全県的にその普及啓発を推進するとともに、当該地域において多自然居住の先導的モデルの実現等の施策に取り組んでいるところである。

今後は、都市地域と多自然居住地域との間で「人・情報（ノウハウ）・金」が循環する社会の実現や、美しく活力ある多自然居住地域の創造をめざして、構造改革特別区域計画による規制の特例措置や地域再生計画による支援措置等を活用しながら、多様な主体の参画と協働により、多自然居住の受け入れ態勢の整備や地域活性化に結びつくグリーンツーリズムの一層の推進、地域資源を活用した新しい産業の創出と雇用の場の確保、並びに地域農業の維持及び農地保全に繋がる新規就農の促進や多様な担い手確保、良好な景観の保全や形成等に取り組み、都市と農山村の共生・対流のモデル構築を目指すものである。

(3) 地域再生計画の意義

本計画の目標は、当該地域の豊かな自然や多彩な歴史文化、豊富な食材といった地域資源を活用して、都市と農山村の相互理解を深めるなど、都市農村交流を発展させ、互いに参画と協働を促進し、さらに、都市住民の多自然居住（新・田舎暮らし）を促進することにより、都市地域と多自然居住地域の新たな共生と「人・情報（ノウハウ）・金」の循環システムを構築し、都市から農山村への人口の逆流動を図る国民的運動への展開を図り、安全・安心な食の生産拠点・交流拠点を形成することや、癒しの定住拠点づくり推進することで、構造改革特別区域計画と併せて本地域再生計画により、地方からの構造改革の推進、及び地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現するものである。

多自然居住の促進と農山村地域の活性化

NPO法人等の非営利団体による空き家情報提供等を推奨するとともに、多自然居住型の宅地分譲等を行い、都市の多自然居住希望者の多自然居住地域における定住の受け皿を整備するとともに、併せて、地域住民やNPO法人等による多自然居住の支援組織の整備を図る。また、農地取得に係る下限面積要件の緩和や、市民農園での農業体験交流を促進することにより、多自然居住者の新規就農を支援する。そして、過疎化が進展する農山村

地域において都市からの多自然居住者は、地域社会に融和しながら、都市で培った知識や経験、人のつながり等を活かして地域活性化やコミュニティ活動の維持・発展に貢献する。

新たな担い手の確保による農地保全と農業経営の強化

企業やNPO法人等による農業参入の推進や、農地取得に係る下限面積要件の緩和、また、農業法人等による就農支援資金の活用等によって新規就農を促進し、農業経営の新たな担い手の確保を図り、高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を持つ農地の保全と美しい農村景観の維持保全を図る。

また、農家やNPO法人等による市民農園の開設拡大により、多数の都市住民を農地保全の担い手として位置づけ、農家と都市住民との連携による農地保全と、多自然居住者の新規就農の場の確保を図る。

さらに、企業やNPO法人の企業的センスや、都市からの多自然居住者等が持ち込む知識・ノウハウ・人のつながりに基づく農業経営の導入を図ることにより、新しい農業経営の普及啓発と販路の拡大等を促進し、農業経営の強化を図る。

グリーンツーリズムの一層の推進による地域経済の活性化

地域の豊かな自然環境や農林業、歴史・文化を活用したグリーンツーリズムをより一層推進するため、都市住民の宿泊滞在先となる農家民宿や農家民泊の開設を拡大するとともに、農業体験交流の場となる市民農園の開設を拡大し、既存の体験交流施設や地域資源とのネットワーク化を図り、また、都市住民等にも分かりやすく景観に配慮した美しい案内標識を統一的に整備し、都市と農山漁村の共生・対流のモデルとなるような、魅力ある滞在型グリーンツーリズムエリアの確立を図る。

さらに、農産物のブランド化を育成し、農林産物の販路拡大を図るとともに、地域内の農産物加工グループ等との連携を図り、地域ぐるみのグリーンツーリズムを推進することにより、地域全体への経済的波及効果を図る。また、地域住民が主体的にグリーンツーリズムに取り組むことにより、地域連帯感の醸成と地域住民の生き甲斐づくりを図る。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 自然環境と調和したゆとりある多自然居住の実現の促進、定住人口の増加

NPO法人等による空き家情報提供等と多自然居住型の住宅地分譲が推進され、また、地域住民による多自然居住支援組織等の整備により、地域社会に融合しやすい環境の整備が推進され、都市の多自然居住希望者の定住が促進されて、定住人口の増加が図られる。

【目標】：多自然居住による定住者人口の増加 160世帯500人（目標 H20 年度）
（空き家活用による定住者人口の増加 65世帯200人）（同上、内数）

(2) 新たな担い手による農業の活性化

都市部の人材の農業参入を促進し、雇用対策とするとともに、新たな資金・人材が農業・農村に注入され、農業・農村が活性化される。また、NPO法人のような組織経営体などの多様な農業の担い手を育成することにより、持続的な農業の展開が図られ、遊休農地の拡大が防止される。

また、NPO法人等や経営感覚に優れた株式会社等による農業経営、多様な担い手が確保され、遊休農地の解消・拡大防止を図るとともに、産業としての農業の裾野の拡大と活性化が図られる。

【目標】：都市部からの新規就農者の拡大 6名/年（H20年度：30名）
 企業、NPO法人等による農業参入 参入数 10法人

(3) 都市農村交流の促進による地域の活性化

農家民宿等の滞在型施設の整備や市民農園運営主体の拡大による豊かな農村資源の活用により、都市農村交流が促進され、農村地域が活性化される。

【目標】：市民農園の開設・運営 9ha（目標 H20 年度）
 農家民宿の開設 10施設（"）
 観光入込客数 日帰り客：68万人、 宿泊客：13万人（目標 H20 年度）

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

番 号	講じようとする支援措置の内容
210001	市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化
210008	就農支援資金の貸し付け対象の拡充
230004	都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化
230007	案内標識に関するガイドラインの策定

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組

当該特区の名称：「多自然居住促進特区」

特例措置の番号及び名称：

番 号	特定事業の名称
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
1006	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業

(2) 関連事業

特定事業に関連して、本特区区域の3町と地元住民や事業者、NPO法人等は、独自に次の事業を実施する。

多自然居住促進事業の推進

多自然居住パイロット事業により整備した優良田園住宅地等をモデルとして、地域内で多自然居住希望者の受け皿となる多自然居住型住宅地整備を促進するとともに、空き宅地の紹介など、多自然居住の受け入れについて積極的に情報発信を推進していく。また、地域住民等による多自然居住希望者受け入れのための多自然居住支援組織（仮称）の設立や多自然居住希望者の相談等に応じる多自然居住支援員の設置、各集落での受け入れルールづくりや生活ルールの明文化等を促進し、地域住民の参画と協働のもとに、

地域社会に融合しながら地域活性化にも貢献する多自然居住希望者の定住を促進する。

新規就農の促進

認定農業者等の熟練農業者の指導により、青年等や都市住民を対象とした新規就農希望者研修事業を行い、農業に関する知識、栽培技術の習得を進めることにより、農業以外からの農業への新規参入のハードルを下げ、新たな農業の担い手の育成を図る。

滞在型市民農園等の都市農村交流事業の促進

都市住民のニーズが高い滞在型市民農園について、地域住民の参画と協働のもとに、多様な主体による整備を推進し、マルチハビテーション型多自然居住の受け入れ施設の拡充を図るなど、多様な多自然居住の受け皿整備の促進を図る。また、都市地域との連携に関する取り組みを推進し、既存の宿泊施設等の有効活用や農村体験交流事業等の都市農村交流事業の一層の促進を図る。

北はりま田園空間博物館との連携の推進

加美町及び八千代町においては、NPO法人「北はりま田園空間博物館」が、西脇市、中町及び黒田庄町を合わせた1市4町において推進しているエコミュージアム事業と連携を強化して、地域の豊かな自然や歴史文化、伝統産業のほか住民の生活そのものを含めた地域資源の情報発信や体験活動を推進し、都市住民に対して多自然居住地域としての魅力を幅広く情報発信していく。

9 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

(番号) 210001

(名称) 市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化

2 当該支援を受けようとする者

本地域再生計画区域内の市民農園において、市民農園利用者が予期せず自家消費量を超える農作物を収穫した際等、その余剰農作物を販売しようとする者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

遊休農地化の拡大に歯止めを掛けること等を目的として、「多自然居住促進特区」において次の特定事業を活用して市民農園の開設主体の拡大を図り、多自然居住によるＩターン者や都市住民などの市民農園での農業作業の機会を増加させることとしている。

特区の特定事業：(1002)「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業」

また、Ｉターン者等が行う市民農園等における新規就農に関する指導助言などについては、例えば、多自然居住推進組織「神楽の郷」の多自然居住推進員や地域の農業従事者等が行うこととしている。

この特定事業等により開設された市民農園や既存の滞在型市民農園（クラインガルテン）等の市民農園において、市民農園利用者が、予期せず自家消費量を超える農作物を収穫した際等、その余剰農作物について、隣近所、知人等に配布した際にある程度の謝礼等を受け取ることはもとより、市民農園への来訪者等向けにテーブル等を置き、若干の対価で販売すること等についても、それを直ちに営利目的とは見なさないことを示す、平成16年3月26日付け、15農振第2643号農林水産省農村振興局長通知「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」に基づいて、取り組むものとする。

なお、本支援措置については、町広報やホームページ、チラシ等を活用して、市民農園開設者や市民農園利用者等への周知を図ることとする。

別紙 2

1 支援措置の番号及び名称

(番号) 2 1 0 0 0 8

(名称) 就農支援資金の貸付対象の拡充化

2 当該支援を受けようとする者

本地域再生区域内において、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする農業法人や農家で、就農支援資金の貸し付けを受ける者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

近年、農業を営む法人や農家（以下「農業法人等」という。）に就農し、その一員として農業に取り組もうとする者が増加してきている。また、農業経営の法人化の進展に伴い農業法人等の人材需要の増大が見込まれる中で、将来の農業を担う者を確保していくためには、農業法人等への就農を目指す者に対する支援も重要となっている。

このような状況を踏まえ、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農支援資金を貸し付けることができるようにする等の措置を講ずることにより、農業法人等への就農を積極的に促進することとされている。

本地域再生区域内には、農業を営む法人において青年等の就業を受け入れているところも既にあり、今後も青年等が新たに農業法人等において就農することが見込まれる。

そこで、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行後において、新たな農業の担い手の確保を図るため、農業法人等への就農を積極的に促進することを目的として、本地域再生区域内の農業法人等は、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し、県知事の認定を受け、さらに、都道府県青年農業者等育成センターが、就農計画の認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就農支援金（研修等に必要な資金や住居の移転等の就農準備に必要な資金）を貸し付ける制度を活用して、積極的に青年等の農業法人等への就農を促進する。

なお、本支援措置については、町広報やホームページ、チラシ等を活用して、農業法人等や新たに就農しようとする青年等への周知を図ることとする。

別紙 3

1 支援措置の番号及び名称

(番号) 230004

(名称) 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

2 当該支援を受けようとする者

本地域再生区域内において、都市と農山村の共生・対流の推進に取り組む地方公共団体、事業者、NPO法人、地域住民等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

都市と農山漁村の共生・対流については、副大臣プロジェクトチームが設置され、関係各省連携の下で取り組まれており、平成16年度においては、「政策群」に位置づけて取り組むこととされている。

しかしながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、地域再生を図ろうとすると、関係各省の関連施策が多岐にわたるため、全体像を把握することが難しい状況にある。

そこで、地域において、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るためのプランづくりを容易に実施できるよう、関係各省が連携して関連施策に関する情報を、平成16年度第一四半期を目途にとりまとめ、地方公共団体に提供されることになっている。

本地域再生区域内では、この支援措置を受けて、都市と農山村の共生・対流のモデル構築を目指して、「多自然居住促進特区計画」の認定を受け、都市地域と多自然居住地域との間で「人・情報(ノウハウ)・金」が循環する社会の実現や、美しく活力ある多自然居住地域の創造をめざして、構造改革特別区域計画による規制の特例措置などを活用しながら、多様な主体の参画と協働により、多自然居住の受け入れ態勢の整備や地域活性化に結びつくグリーンツーリズムの一層の推進、地域資源を活用した新しい産業の創出と雇用の場の確保、並びに地域農業の維持及び農地保全に繋がる新規就農の促進や多様な担い手確保に取り組んでいく。

具体的には、次のような取組を多様な主体の参画と協働により推進する。

- 多自然居住の促進と農山村地域の活性化
 - ・ NPO法人等による空き家情報提供等の推奨
 - ・ 多自然居住型の宅地分譲の実施
 - ・ 多自然居住支援組織の設立や支援員設置等による受け入れ態勢づくりの推進 等
- 新たな担い手の確保による農地保全と農業経営の強化
 - ・ 農地取得に下限面積要件の緩和、企業等の農業参入による新規就農の推進
 - ・ 市民農園の開設主体の拡大による農地保全の推進 等
 - ・ 新規就農希望者研修事業の推進
- グリーンツーリズムの一層の推進による地域経済の活性化
 - ・ 農家民宿の開設の拡大
 - ・ 滞在型市民農園(クラインガルテン)の開設の推進
 - ・ NPO法人「北はりま田園空間博物館」との連携による情報発信の推進 等

別紙 4

1 支援措置の番号及び名称

(番号) 230007

(名称) 案内標識に関するガイドラインの策定

2 当該支援を受けようとする者

本地域再生区域内の地方公共団体、NPO法人、民間事業者等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

国において、道路、河川、公園、交通機関、観光施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、「観光活性化標識ガイドライン」がとりまとめられる。

本地域再生区域内において、観光振興、美しい景観形成等の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にも分かりやすく景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備する。

地域景観と調和する美しく統一された案内標識の設置に、関係主体と連携して取り組む。

主体：道路管理者（県、町） 各種の都市農村交流施設管理者

場所：本地域再生区域内

期間：平成16年度から5年間

内容：地域の景観に調和し統一された案内標識の整備